

## 周知事項 2

平成 29 年 4 月

### 指定介護機関各位

#### ※対象となる介護機関

- ・ 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・介護予防ケアマネジメント事業所
- ・ 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額での給付管理を要する介護サービス事業所
- ・ 介護予防サービス費等区分支給限度基準額での給付管理を要する介護サービス事業所
- ・ 介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額での給付管理を要する介護サービス事業所
- ・ 小規模多機能居宅介護事業所・介護予防小規模多機能居宅介護事業所

那覇市福祉部

生活保護法の介護扶助の実施にあたり、次の事項について、周知しますのでご留意ください。

#### 介護扶助に係る介護サービスの自己負担での利用について

ここ数年、複数の介護機関において、生活保護法の被保護者（以下「被保護者」という。）の介護扶助でのサービス提供について自己負担での利用を行っているとの報告等があり、その都度事情確認を行ってきたところです。

被保護者への介護扶助でのサービス提供については、行政側の事務処理基準である通知「生活保護法による介護扶助運営要領について」（平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号。厚生省社会・援護局長通知。）の第 5（介護扶助実施方式）－ 2（介護扶助の決定）－（1）（決定の際の留意事項）－ア に次のような記載があることから、自己負担での利用は原則認められません。

ア 居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、介護予防サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額（以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額等」という。）の範囲内であること。したがって、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額等を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから利用を止めるよう指導すべきであること。

つきましては、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額等での給付管理を要するサービスについては、限度額内での介護サービス計画を作成し、サービス提供を行うようにしてください。